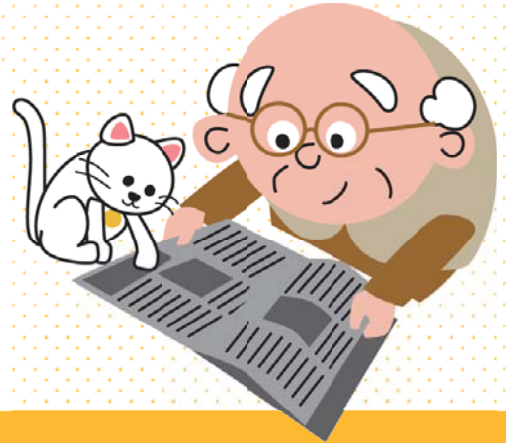


ご愛読者の皆さまへ

新聞販売のルールを守ります

新聞をご愛読いただき、誠にありがとうございます。
新聞業界は景品提供や訪問販売のルール
を定めています。私たちはこのルールを順守して
いきます。



新聞購読契約に際して高額な景品を差し上げることはできません。

新聞は内容本位で競争しており、「新聞公正競争規約」によって一定の金額を超える高額な景品の提供は出来ません。一定金額(※購読料の6ヵ月×8%)以上の景品提供があった場合は、当該販売所がルール違反として処分されます。

※ 詳細はこちらをご参照ください。 <http://www.nftc.jp/index.html>

ルールとマナーを守った営業活動を行っていきます。

新聞の訪問販売では、事実と違うことを告げたり、迷惑行為をしたりして契約を迫ることは禁止されています。購読契約は読者と販売所(店)の合意によって成立し、お互いに守る必要がありますが、契約期間中に購読が困難なやむを得ない理由があれば解約できる場合があります。お困りの事情があれば、ご購入の販売所にご相談ください。

**末永く新聞をご愛読いただけますよう、
よろしくお願いいたします。**



鳥取県支部新聞公正取引協議会

〒680-0846 鳥取市扇町3番地 八幡東栄ビル

電話 0857-27-1030

朝日新聞、日本海新聞、日本経済新聞

毎日新聞、読売新聞、各新聞社・新聞販売所

下記の事情で、購読を中止したいときは、新聞販売所(店)にご相談ください



クーリングオフ期間中に
解約したいとき



不適切な勧誘行為が
あったとき



ルールを超える
景品提供があったとき



本人や配偶者以外の
名前で契約したとき



判断力が不足している
状態で契約したとき(認知症の方など)



未成年者が契約したとき



購読が困難になる
病気・入院・転居をしたとき